

倉敷芸術科学大学公的研究費の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、倉敷芸術科学大学(以下「本学」という。)における公的研究費の取扱いについて、適正な運営及び管理に関し、必要な事項を定め、教育研究機関としての本学の社会への説明責任を果たし、本学に所属する研究者等の研究活動を支援することを目的とする。

(適用範囲及び定義)

第2条 本学における公的研究費の適正な運営及び管理については、関係法令に定めるもののほか、この規程に定めるものとする。

2 この規程において、「公的研究費」、「研究者等」及び「間接経費」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「公的研究費」とは、国、地方公共団体及び独立行政法人等から、研究費として本学に配分されるものをいう。
- (2) 「研究者等」とは、本学の教職員、学生、研究生、研究員、その他本学に在籍し、研究に従事する者をいう。
- (3) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で配分され、公的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費による研究を実施するに当たって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定)」並びに関係法令及び本学が定める規程等を遵守しなければならない。

(公的研究費の申請)

第4条 研究者等が公的研究費を申請する場合は、庶務部庶務課を通じ、学長の承認を得て行うものとする。

2 公的研究費の申請に当たって、研究者等の利益相反に関する審査が必要な場合は、学長会議で審議するものとする。

(公的研究費の受入れと管理)

第5条 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の効率的かつ効果的な支出に努める。

2 経理部は、公的研究費を管轄する配分機関の定める規則等に基づき、適正な管理及び支出を行う。

(間接経費の運用)

第6条 間接経費の運用に当たっては、競争的資金の間接経費執行に係る共通指針(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)及び倉敷芸術科学大学における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針(令和3年9月16日学長会議)等に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおり、適正に実施するものとする。

- (1) 間接経費の執行については、学長の管理下で計画的かつ適正に行い、用途の透明性を確保する。
- (2) 公的研究費により獲得した複数の間接経費は、本学が纏めて効率的かつ柔軟に執行する。
- (3) 間接経費は、一定期間ごとに執行状況の評価を行う。
- (4) 学長は、間接経費の執行の証拠書類を適切に保管し、間接経費の使用実績について、配分機関に毎年度報告する。
- (5) 前号の保管期間は、当該事業完了の翌年から起算して5年間とする。
- (6) 研究者等が他の研究機関に転任又は補助事業が廃止となる場合は、当該の研究者等に間接経費を返還するものとする。

(検収)

第7条 研究者等は、公的研究費により購入する物品及び役務の提供について、経理部の検収を必ず受けるものとする。

2 購入物品の検収は、次の各号によるものとする。

(1) 500 万円未満の場合は、経理部及び研究者等が行う。

(2) 500 万円以上の場合は、学校法人加計学園財務部、経理部及び研究者等が行う。

(備品等の寄付)

第8条 研究者等は、公的研究費により購入した物品、備品及び図書(以下「備品等」という。)を本学に寄付する場合は、所定の様式に必要事項を記載し、寄付手続きを行うものとする。

2 物品等の寄付を行った研究者等が、他の研究機関に転任した後も当該備品等の使用を希望する場合は、本学は、当該研究者等に備品等を返還するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和4年6月8日 第3回大学協議会)

この規程は、令和4年6月8日から施行する。

2 倉敷芸術科学大学科学研究費補助金取扱い規程及び倉敷芸術科学大学公的資金管理規程は、廃止する。